

平成26年5月30日  
長崎県公安委員会規則第10号  
最終改正令和4年11月8日

## 高齢者講習等、運転技能検査及び認知機能検査の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第12号に掲げる講習（以下「高齢者講習」という。）及び特定任意高齢者講習（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）第1条に規定する基準に適合する講習をいう。）（以下「高齢者講習等」と総称する。）並びに法第97条の2第1項第3号イ若しくは同号ハ又は第101条の4第3項に規定する運転技能検査（以下「運転技能検査」という。）並びに法第97条の2第1項第3号イ若しくは同号ロ又は第101条の4第2項に規定する認知機能検査及び法第101条の7第1項に規定する臨時認知機能検査（以下「認知機能検査」と総称する。）の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）、講習規則及び長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(実施機関)

第2条 高齢者講習等は、府令第38条の3に規定する者に委託して実施することができるものとする。

2 運転技能検査及び認知機能検査は、府令第31条の4の2に規定する者に委託して実施することができるものとする。

(指導員等の要件)

第3条 高齢者講習等において指導に従事する者（以下「高齢者講習指導員」という。）は、講習規則第7条第2項各号のいずれにも該当するほか、次の各号（受講者の利便を図るため、高齢者講習を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合は、第1号イを除く。）に掲げるとおりとする。ただし、講習規則第7条第2項第4号に規定する者について、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号。以下「改正法」という。）の施行日前に公安委員会が行う高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は令和4年3月31日以前に高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修（令和3年度まで実施していた高齢者講習指導員研修を含む。））を終了したものについては、改正法施行に伴う運転技能検査員養成講習を受けていなければならない。

(1) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）から運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導を

いう。以下同じ。)に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(イ) 長崎県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が運転適性指導に関する業務に関し、前記(ア)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

イ 普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、普通自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(イ) 公安委員会が普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、前記(ア)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 運転適性指導について不正な行為をしたため、運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員の職を解任された日から起算して3年を経過していない者

イ 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

ウ 自動車の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪(イに規定する罪を除く。)を犯し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

2 運転技能検査に従事する者は、講習規則第4条第2項第2号各号及び前項各号(受講者の利便を図るため、運転技能検査を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合は、第1号イを除く。)のいずれにも該当する者でなければならない。

3 認知機能検査を行う者は、講習規則第4条第2項第1号イ及び同号ロに該当する者でなければならない。

(高齢者講習等の指導、運転技能検査の実施及び認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査)

第4条 講習規則第7条第2項第4号に規定する公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査、講習規則第4条第2項第2号ニに規定する公安委員会が行う運転技能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査並びに講習規則第4条第2項第1号ロに規定する公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査(以下「審査」と総称する。)を受けようとする者は、審査に必要な経歴が確認できる書面を公安委員会に提出して審査を受けるものとし、公安委員会は、審査に合格した者に別記様式第1号の合格証を交付するものとする。

(認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習)

第5条 講習規則第4条第2項第1号ロに規定する公安委員会が行う認知機能検査の実施

に必要な技能及び知識に関する講習（以下「認知機能検査員講習」という。）を受けようとする者は、別記様式第2号の認知機能検査員講習申請書を公安委員会に提出して認知機能検査員講習を受講するものとし、公安委員会は、認知機能検査員講習を終了した者に別記様式第3号の終了証を交付するものとする。

（受講・受検の申請）

第6条 施行細則第55条又は第59条の2の規定による高齢者講習等の受講の申請は、別記様式第4号の受講申請書を提出して行うものとする。

2 施行細則第47条の規定による運転技能検査の受検の申請は、別記様式第5号の運転技能検査受検申請書を提出して行うものとする。

3 施行細則第46条の規定による認知機能検査の受検の申請は、別記様式第6号の認知機能検査受検申請書臨時認知機能検査受検申請書を提出して行うものとする。

（検査結果の通知）

第7条 公安委員会は、運転技能検査が終了したときは、その結果を別記様式第7号の運転技能検査受検結果証明書により、認知機能検査が終了したときは、その結果を別記様式第8号の認知機能検査結果通知書によりそれぞれの検査の実施者を通じて速やかに受検者に通知するものとする。

（細目の委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、高齢者講習等、運転技能検査及び認知機能検査の実施に関し必要な事項の細目は、本部長が定める。

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成29年長崎県公安委員会規則第3号）

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（令和3年長崎県公安委員会規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

3 この規則の施行の際、それぞれの規則による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年長崎県公安委員会規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年5月13日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の規定に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記様式等による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年長崎県公安委員会規則第15号）

この規則は、令和4年11月8日から施行する。

第 号

# 合 格 証

住 所

氏 名

年 月 日生

あなたは に係る審査に合格したことを証明し  
ます。

年 月 日

長崎県公安委員会

別記様式第2号（第5条関係）

年 月 日	
長崎県公安委員会 殿	
認 知 機 能 検 査 員 講 習 申 請 書	
申請者	市 丁目
住所	郡 町
氏名	-----
生年月日	年 月 日生（ 歳）
連絡先	自宅（ ） ー
	携帯電話（ ） ー
長崎県収入証紙貼付け欄	

第 号

# 終 了 証

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、認知機能検査員講習を終了したことを証する。

年 月 日

長崎県公安委員会

別記様式第4号（第6条関係）

年 月 日																
長崎県公安委員会 殿																
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <input type="checkbox"/> 高齢者講習（2時間講習）  <input type="checkbox"/> 高齢者講習（1時間講習）  <input type="checkbox"/> 臨時高齢者講習（2時間講習）  <input type="checkbox"/> 臨時高齢者講習（1時間講習）  <input type="checkbox"/> 特定任意高齢者講習（2時間）  <input type="checkbox"/> 特定任意高齢者講習（1時間）                 </div> <div style="width: 35%; text-align: center; vertical-align: middle;">                     受講申請書                 </div> </div>																
申請者  住所  氏名  生年月日	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">市</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">丁目</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">町</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">郡</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="border-top: 1px dashed black; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日生（ 歳）</td> </tr> </table>	市	丁目			町		郡						年	月	日生（ 歳）
市	丁目															
	町															
郡																
年	月	日生（ 歳）														
連絡先	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">自宅</td> <td style="width: 40%;">（            ）</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>（            ）</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table>	自宅	（            ）	—	携帯電話	（            ）	—									
自宅	（            ）	—														
携帯電話	（            ）	—														
長崎県収入証紙貼付欄																

別記様式第5号（第6条関係）

年 月 日	
長崎県公安委員会 殿	
運転技能検査受検申請書	
申請者	市 丁目
住所	郡 町
フリガナ 氏名	-----
生年月日	年 月 日生（ 歳）
連絡先	自宅（ ） ー
	携帯電話（ ） ー
長崎県収入証紙貼付け欄	

別記様式第6号（第6条関係）

年 月 日	
長崎県公安委員会 殿	
<input type="checkbox"/> 認知機能検査 <input type="checkbox"/> 臨時認知機能検査	
受検申請書	
申請者	市 丁目
住所	郡 町
フリガナ 氏名	-----
生年月日	年 月 日生（ 歳）
連絡先	自宅（ ） ー
	携帯電話（ ） ー
長崎県収入証紙貼付け欄	

第 号

## 運転技能検査受検結果証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日、 に

において、道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査  
を受検した者であることを証明する。

運 転 技 能 検 査 の 成 績	点
-------------------	---

- 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、  
又は受けている者

〈合格基準〉

- ・ 下記以外の運転免許 → 70点以上
- ・ 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許 → 80点以上

年 月 日

長崎県公安委員会

別記様式第8号（第7条関係）

にんちき のうけん さけつ かつう ちしよ  
認知機能検査結果通知書

じゆう しよ  
住 所  
し めい  
氏 名  
せい ねん がつ び  
生 年 月 日  
けん さ ねん がつ び  
検査年月日  
けん さ ば しよ  
検査場所

うんでんめんきよしよう こうしん てつづき さい しよめん かなら じ さん  
運転免許証の更新手続きの際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

長崎県公安委員会

# 認知機能検査の判定や計算等について

## 総合点による判定

てん み まん 36点未満	き おくりよく はんだんりよく ひく 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。
------------------	---

判定の基準となる点数(36点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできませんし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることとなります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところや長崎県警察本部交通部運転免許管理課までお問い合わせください。

## 総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 2.499 \times A + 1.336 \times B$$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。